

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月12日（平成30年（行情）諮問第449号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行情）答申第545号）

事件名：「人件費システムの給与予算額（新規分・振替分）入力票Aと給与予算額（定削分）入力票A（特定年度作成分），人件費システムの使用方法がわかるもの」の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる文書（以下，順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成30年6月26日付け厚生労働省発会0626第5号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。文書は存在すると考えられるため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成30年5月28日付けで，処分庁に対して，法4条1項の規定に基づき，「人件費システムの給与予算額（新規分・振替分）入力票Aと給与予算額（定削分）入力票A（平成29年度作成分），人件費システムの使用方法がわかるもの。」について，行政文書開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人がこれを不服として，平成30年7月14日付け（同月17日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については，原処分は妥当であるとして諮問する。

#### 3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「人件費システムの給与予算額（新規分・振替分）入力票Aと給与予算額（定割分）入力票A（平成29年度作成分）、人件費システムの使用方法がわかるもの。」に関して行われたものである。

人件費システムは財務省の所掌するシステムであり、厚生労働省において、人件費システムから帳票を作成することはなく、審査請求人の求める「給与予算額（新規分・振替分）入力票Aと給与予算額（定割分）入力票A（平成29年度作成分）」については、これを厚生労働省において作成又は取得していない。また、人件費システムについて研修等、使用方法がわかる資料を取得する機会がないため、人件費システムの使用方法がわかるものを作成又は取得していない。

以上のことから、当該開示請求に対して、法9条2項の規定に基づき、開示請求に係る行政文書を当該行政機関が保有していないことから、不開示決定が妥当であると判断した。

#### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求書において、「文書は存在すると考えられるため。」と主張している。しかし、原処分は(1)のとおり、文書の不存在を理由に不開示決定を行っている。このため、平成30年6月26日付で行った原処分は妥当である。

#### 4 結論

以上のことより、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |               |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成30年10月12日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月20日    | 審議            |
| ④ | 平成31年2月20日  | 審議            |
| ⑤ | 同年3月14日     | 審議            |
| ⑥ | 同月26日       | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1及び2に掲げる文書である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書1及び本件対象文書2を不開示としたことに

ついて、理由説明書（上記第3の3（1））の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書1

（ア）人件費システムは、財務省が所掌する「予算編成支援システム」の一つであり、本件対象文書1の「人件費システムの給与予算額（新規分・振替分）入力票Aと給与予算額（定削分）入力票A（平成29年度作成分）」は、政府職員の定員合理化計画人員分及び新規・振替増減員分に係る人件費予算額の計算や試算を行う帳票であり、級別の人員等が入力される様式となっている。

（イ）そして、厚生労働省に係る入力票Aについては、財務省の予算担当との協議により、財務省が利用するものとして、財務省が作成することとされており、厚生労働省では、入力票Aの作成に必要なデータの一部をCSVデータにより財務省に提供するのみであり、厚生労働省において入力票Aの作成は行っていない。

（ウ）また、厚生労働省は、財務省から、厚生労働省に係る入力票Aを紙媒体又は電子媒体の形での提供を受けていない。これは、入力票Aの作成に必要なデータ自体を厚生労働省で保有しており、入力票Aという「様式」を特に必要としていないからである。

（エ）なお、厚生労働省に係る入力票Aは、人件費システムの操作開放期間（平成30年度は、平成30年6月特定日から11月特定日まで）においてのみ、厚生労働省側でも出力可能となるが、上記（ウ）のとおり、厚生労働省では入力票Aを特に必要としていないことから、これを出力しておらず、保有していない。

（オ）したがって、厚生労働省において、本件対象文書1を作成、取得しておらず、保有していない。

イ 本件対象文書2

（ア）人件費システムについての研修が行われていないことから、研修を通じての同システムの使用方法がわかる資料等は作成又は取得しておらず、保有していない。

（イ）また、「予算編成支援システム」の中に財務省が作成した人件費システムのマニュアルが掲載されており、厚生労働省職員が、これを端末の画面に映し出して利用する場合があるが、「予算編成支援システム」に掲載されている同マニュアル自体は、厚生労働省では変更・削除等する権限がなく、同省において事実上支配している状態にあるとはいえないことから、保有しているとはいえない。

（2）本件対象文書1の保有の有無について検討すると、上記（1）アの厚生労働省において本件対象文書1を作成、取得していないとする諮問庁

の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、諮問庁が説明する現状にあつては、厚生労働省において本件対象文書1を保有しているとは認められない。

(3) 次に、本件対象文書2の保有の有無について、検討する。

ア 上記(1)イ(ア)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ 行政文書を「保有している」とは、当該文書を事実上支配している状態にあることをいい、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有している状態にあることと解されるところ、人件費システムのマニュアルについて、「職員が、これを端末の画面に映し出して利用する場合があるが、「予算編成支援システム」に掲載されている同マニュアル自体は、厚生労働省では変更・削除等する権限がなく、同省において事実上支配している状態にあるとはいえない」とする上記(1)イ(イ)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ したがって、諮問庁が説明する現状にあつては、厚生労働省において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

(4) 上記(2)及び(3)から、本件対象文書を保有していないとして不開示とした決定は妥当である。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

- 1 人件費システムの給与予算額（新規分・振替分）入力票 A と給与予算額（定削分）入力票 A（平成 29 年度作成分）
- 2 人件費システムの使用方法がわかるもの